事　務　連　絡
令和７年４月１日

各都道府県情報政策担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市情報政策担当課
各指定都市財政担当課
御中

総務省自治行政局地域ＤＸ推進室
総務省自治財政局地方債課

各府省庁において自治体に統一的な取扱いを求めている
業務・システムについて（周知）

令和７年４月１日時点における「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画【4.0版】」（総務省令和７年３月改定）の3.(2)自治体におけるシステム整備の考え方（以下「システム整備の考え方」という。）③に規定する「自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システム」は、下記のとおりです。

なお、令和７年度地方債同意等基準（令和７年総務省告示第135号）等に定めるデジタル活用推進事業（別添参照）によりシステム整備を行う場合には、システム整備の考え方に沿って導入されるものであることを要件としており、下記の業務・システムについてはそれぞれ所定の仕様書等に沿っていることが必要となります。その他のデジタル活用推進事業の要件については、令和７年度地方債同意等基準等に定める取扱いを御参照ください。

記

１　各府省庁がプラットフォームを構築しこれに接続できるシステムの構築を求めるもの

（１）　マイナポータル申請管理（デジタル庁）

（接続するシステム：マイナポータルでオンライン申請を受け付ける業務システム）

①　統一的な取扱いの内容

マイナンバー利用事務系の基幹システムから申請データの連携を行う際は、標準仕様書に記載の機能要件に沿った連携サーバ及び申請管理システムを構築すること

② ①を定める仕様書等

電子申請等情報受取等 API インターフェース仕様書（デジタル庁）

自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（総務省）

２　各府省庁が標準仕様書を策定したシステムの利用を求めるもの

（１） 消防指令システム（総務省消防庁）

① 統一的な取扱いの内容

システムの更新の機会を捉え、標準仕様書に基づくシステムを整備すること

② ①を定める仕様書等

消防指令システムの標準仕様書等の策定について（令和６年３月 27 日付消防情第 94 号）

（２） 消防業務システム（総務省消防庁）

① 統一的な取扱いの内容

システムの更新の機会を捉え、標準仕様書に基づくシステムを整備すること

② ①を定める仕様書等

消防業務システムの標準仕様書等の策定等について（令和６年 10 月 30 日付消防情第 255 号）

３　各府省庁がデータ形式の標準化を図るもの

（１） 労災レセプト電算処理システムに対応するシステム（厚生労働省）

① 統一的な取扱いの内容

労災診療費等の請求の際に使用するレセプトを電子的に提出する場合に、記録条件仕様に基づいたデータ形式とすること

② ①を定める仕様書等

記録条件仕様（厚生労働省）

労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引（厚生労働省）

４　その他システムの機能や整備方法を統一的に取り扱うもの

（１） クラウド型校務支援システム（文部科学省）

① 統一的な取扱いの内容

システムの更新の機会を捉え、都道府県域での共通仕様書に基づいて共同調達・共同利用すること

② ①を定める仕様書等

「次世代校務 DX ガイドブック-都道府県域内全体で取組を進めるために-」（文部科学省）の「２．２－２．環境整備を伴う校務 DX の実施」に示す次世代校務 DX 環境の整備の一環として実施するクラウド型校務支援システムの整備

（２） 自治体情報セキュリティクラウド（総務省）

① 統一的な取扱いの内容

市区町村のセキュリティ対策を支援するように、都道府県が主体となって、標準要件に沿ったシステムを調達すること

② ①を定める仕様書等

次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について（令和２年８月 18 日総行情第 109 号）

※今後、標準要件の更新が予定されているため、御留意ください。

以上

（問合せ先）
総務省自治行政局地域DX推進室
担 当：若菜、谷口、高村
電 話：03-5253-5586（直通）
メール：gyousei_dx@soumu.go.jp
総務省自治財政局地方債課
担 当：黒田、垣立
電 話：03-5253-5628（直通）
メール：chihousai.kyougi@soumu.go.jp

デジタル活用推進事業費の創設

別紙

○　担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1．対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

（1）行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

ア　住民サービスの提供に必要なシステムの導入

イ　共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

ア　住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入

イ　公共施設のネットワーク環境の整備

（書かない窓口）

（オンライン申請）

（インフラ点検用ドローン）

（水道スマートメーター）

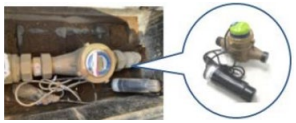

（2）地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上　等

（オンライン診療）

（スマート農業）

※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2．地方財政措置

地方債充当率：90%　償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3．事業期間

令和11年度までの5年間

4．事業費

1,000億円